

宇治市人事行政の運営等の状況報告書

平成22年11月

宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条に基づき、宇治市人事行政の運営の状況の概要及び宇治市公平委員会の業務の状況を報告します。

◎ 宇治市人事行政の運営の状況

- 1 職員の競争試験及び選考の状況
- 2 職員の任免及び職員数に関する状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

◎ 宇治市公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 2 不利益処分に関する不服申立ての状況

◎ 宇治市人事行政の運営の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験の実施状況(平成21年度中)

部局名	採用年度	一次試験日	職種	申込者数	受験者数			合格者数			採用者数
					男	女	計	男	女	計	
市長部局	21	H21. 4. 12	一般事務職	337	231	61	292	6	0	6	5
	21	H21. 4. 12	技師（土木）	19	14	1	15	3	0	3	3
	22	H21. 9. 20	一般事務職	718	378	184	562	11	10	21	19
	22	H21. 9. 20	技師（土木）	14	8	2	10	2	0	2	2
	22	H21. 9. 20	一般事務職（身体障害者対象）	7	3	2	5	1	0	1	1
	22	H22. 1. 9	建築主事	1	1	0	1	1	0	1	1
	22	H22. 1. 24	一般事務職	582	364	147	511	25	0	25	23
	22	H22. 1. 24	技師（土木）	22	21	1	22	10	0	10	10
	22	H22. 1. 24	保健師	17	1	13	14	0	4	4	4
	22	H22. 1. 24	栄養士	26	2	23	25	0	2	2	2
	22	H22. 1. 24	保育士	50	21	28	49	2	9	11	11
	22	H22. 1. 24	作業技師	76	61	13	74	1	4	5	5
	22	H22. 2. 7	技師（建築）	25	16	8	24	2	0	2	2
	22	H22. 2. 7	技師（機械）	12	12	0	12	1	0	1	1
	22	H22. 2. 20	一般事務職（学芸員）	23	10	13	23	1	1	2	2
教育	22	H22. 2. 21	幼稚園教諭	27	6	20	26	0	1	1	1
消防	22	H21. 9. 20	消防職	92	73	0	73	12	0	12	10
	22	H22. 1. 31	消防職	172	156	5	161	5	0	5	5
合 計				2, 220	1, 378	521	1, 899	83	31	114	107

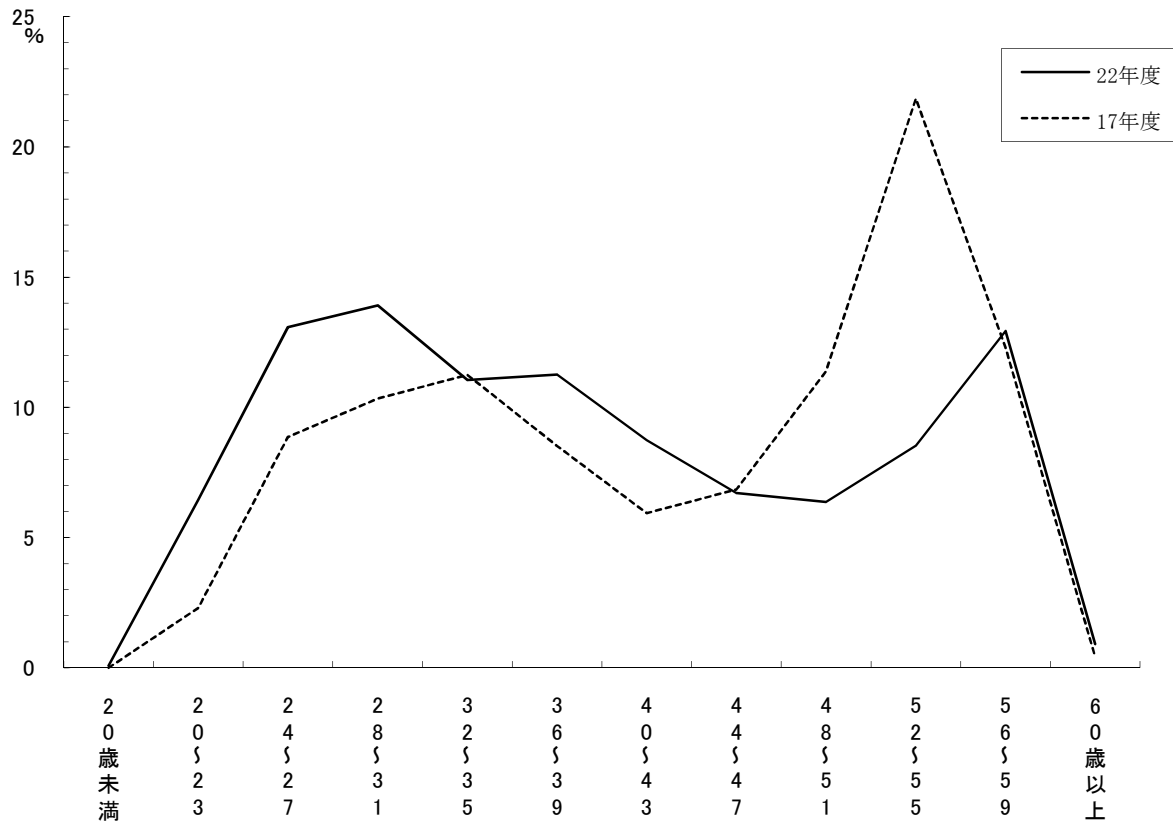
2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成21年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	10	10		
		総務	184	184		
		税務	72	72		
		民生	272	278	6	生活保護業務対応、子ども手当対応等による増員
		衛生	133	130	△ 3	再任用短時間勤務職員任用による減員
		労働	2	2		
		農林水産	18	18		
		商工	9	9		
		土木	168	172	4	歴史まちづくり業務推進等による増員
		計	868	875	7	<参考> 人口1,000人当たり職員数 4.60 人
	教育部門	186	181	△ 5	業務委託等による減員	
	消防部門	201	206	5	消防力の充実のため増員	
	小計	1,255	1,262	7	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.64 人	
公営企業等 会計部門	水道	68	69	1	配水池再整備計画策定による増員	
	下水道	47	47			
	その他	52	52			
	小計	167	168	1		
合計	1,422 [1,526]	1,430 [1,526]	8	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.52 人		

- (注) 1 職員数は特別職を除く一般職に属する職員であり、再任用短時間勤務職員（H21:18人、H22:24人）は除いています。
 2 休職者、派遣職員などを含み、臨時職員及び非常勤職員を除いています。
 3 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
	22年度	1	92	187	199	158	161	125	96	91	122	185	
17年度	0	33	127	148	161	122	85	98	163	313	176	6	1,432

(3) 定員管理計画の数値目標及び年次別進捗状況

①定員管理の数値目標

計画期間	数値目標
平成17年度～平成23年度	△140人

(注) 平成19年度に計画の見直しを行い、地方分権の進展等に伴う増員分は除くこととしています。

②定員管理計画の年次別進捗状況 (各年度4月1日現在)

(単位 人)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	17～22年度		
一般行政	増減	△ 15	△ 15	1	5	12	5	△ 7		
	増員	16	9	7	9	22	13	76		
	減員 (計画)	△ 31	△ 24	△ 6	△ 4	△ 10	△ 8	△ 83		
教育	増減	△ 2	△ 2	△ 2	△ 12	△ 2	△ 5	△ 25		
	増員				4	3	2	9		
	減員 (計画)	△ 2	△ 2	△ 2	△ 16	△ 5	△ 7	△ 34		
公営企業 等会計	増減	△ 2	3	1	1	1	0	4		
	増員		3	1	1	2	0	7		
	減員 (計画)	△ 2				△ 1	0	△ 3		
合 計	増減	△ 19	△ 14	0	△ 6	11	0	△ 28		
	増員	16	12	8	14	27	15	92	23年度までの数 値目標及び達成 状況	
	減員 (計画)	△ 35	△ 26	△ 8	△ 20	△ 16	△ 15	△ 120	△ 140	85.7%

(4) 採用及び退職の状況

①採用

部局名	採用年月日	採用区分	職 務 名	人 数		
				計	男	女
市長 部局	H21. 4. 1	新規採用	一般事務	49	23	26
			保育士	4	1	3
			保健師	3		3
			技師（土木）	10	10	
			技師（建築）	2	1	1
			作業（調理）	3	1	2
			作業（環境）	4	4	
			作業（土木）	1	1	
	交流採用	一般事務	1	1		
	H21. 6. 1	新規採用	一般事務	1	1	
			技師（土木）	3	3	
	H21. 7. 1	新規採用	一般事務	3	3	
			保健師	1		1
割愛採用		一般事務	1	1		
教育	H21. 4. 1	新規採用	教諭	2		2
			指導主事	2	2	
消防	H21. 4. 1	新規採用	消防	10	10	
合計				100	62	38

②退職

部局名	退職年月日	退職区分	職 務 名	人 数		
				計	男	女
市長 部局	H21. 4. 14	普通退職	一般事務	1	1	
	H21. 6. 29	割愛退職	一般事務	1	1	
	H21. 6. 30	普通退職	保健師	1		1
	H21. 9. 14	公務外死亡	一般事務	1	1	
	H21. 11. 29	普通退職	作業（調理）	1		1
	H22. 3. 31	定年退職	一般事務	35	29	6
			保育士	5		5
			保健師	1		1
			栄養士	2		2
			技師（土木）	7	7	
			技師（建築）	1	1	
			技師（電気）	1	1	
			作業（運転）	1	1	
			作業（調理）	4		4
			作業（環境）	3	3	
	H22. 3. 31	普通退職	一般事務	1	1	
			保育士	3		3
			保健師	2		2
			技師（土木）	2	2	
			技師（建築）	1	1	
			作業（調理）	1		1
H22. 3. 31	帰任	技師（土木）	1	1		
		一般事務	8	6	2	
H22. 3. 31	勸奨退職	保育士	4		4	
		保健師	1		1	
		技師（土木）	1	1		
		技師（建築）	1	1		
		作業（調理）	3		3	
		作業（調理）	3		3	
教育	H22. 3. 31	定年退職	教諭	1		1
		割愛退職	指導主事	2	2	
		勸奨退職	教諭	2		2
消防	H21. 10. 20	公務外死亡	消防	1	1	
	H22. 3. 31	定年退職	消防	5	5	
		勸奨退職	消防	5	5	
合計				110	71	39

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 職員給与の支払明細の例

平成22年4月分給与として支払われた標準的な職務の職員の給与支払明細書です。

(単位：円)

A課長 年齢 59 歳 (勤続 37 年)	B係長 年齢 48 歳 (勤続 28 年)	C主事 年齢 26 歳 (勤続 3 年)
給料 444,800	給料 400,100	給料 214,600
地域手当 30,937	地域手当 24,006	地域手当 12,876
扶養手当 13,000	扶養手当 0	扶養手当 0
管理職手当 57,824	時間外勤務手当 0	時間外勤務手当 5,013
通勤手当 0	通勤手当 3,500	通勤手当 3,440
住居手当 3,600	住居手当 3,600	住居手当 19,500
(支給額計) 550,161	(支給額計) 431,206	(支給額計) 255,429
(H21.4の支給額 559,028) (H20.4の支給額 566,308)	(H21.4の支給額 480,722) (H20.4の支給額 463,091)	(H21.4の支給額 253,708) (H20.4の支給額 208,928)
長期・短期掛金 67,125	長期・短期掛金 60,379	長期・短期掛金 32,385
介護掛金 2,780	介護掛金 2,500	介護掛金 0
市共済掛金 4,448	市共済掛金 4,001	市共済掛金 2,146
所得税 16,300	所得税 13,390	所得税 5,350
住民税 42,000	住民税 36,000	住民税 11,600
(控除額計) 132,653	(控除額計) 116,270	(控除額計) 51,481
差引支給額 417,508	差引支給額 314,936	差引支給額 203,948
(H21.4の支給額 426,990) (H20.4の支給額 435,054)	(H21.4の支給額 363,168) (H20.4の支給額 349,054)	(H21.4の支給額 213,379) (H20.4の支給額 176,032)

※ 長期・短期・介護掛金は民間事業従事者の厚生年金・健康・介護保険料に相当します。

② 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区 分	住民基本 台帳人口 (21年度末)	歳 出 額 (a) (千円)	実質収支 (千円)	人 件 費 (b) (千円)	人件費率 (b)/(a)×100	(参考) 20年度の 人件費率
21年度	190,091人	58,637,587	476,861	13,221,220	22.5%	25.2%

③ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区 分	職員数 (ア) (人)	給与費 (千円)				一人当たりの 給与費 (イ)/(ア) (千円)
		給料	期末・勤勉 手当	その他 職員手当	計(イ)	
21年度	1,255	4,929,674	2,034,357	1,389,689	8,353,720	6,656

【注】職員数は21年4月1日現在の人数。職員手当には退職手当は含まれていません。

④ ラスパイレス指数（※1）の状況（各年4月1日現在）

区分	宇治市	類似団体平均（※2）	全国市平均
21年	101.4	102.1	98.4
16年	99.0	99.6	98.2

【注】21年の地域手当補正後ラスパイレス指数は102.4

（※1） 地方公共団体の職員構成が、国と同じであると仮定した場合に、国の給料額を100として求められる数値。

（※2） 人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料・給与月額（平成22年4月1日現在）

区分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円) ※3	平均給与月額 (円) ※4	
			(Ⅰ) 地方公務員給与 実態調査の公表数値	(Ⅱ) 国との比較用に 再計算した額
一般行政職	39.7	320,956	424,320	368,379
消防職	39.5	322,346	441,590	371,773
企業職	39.5	317,165	396,994	362,113
京都府の一般行政職	44.5	354,826		405,216
国の一般行政職 (※5)	41.9	325,579		395,666

② 職員（技能労務職）の平均給与月額等と民間の類似職種の平均給与月額等の比較

(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢 (歳)	平均給料 月額 (円) (※3)	平均給与月額 (円) (※4)		年収 (B) (千円) (※6)	
			(Ⅰ) 地方公務員 給与実態調査の 公表数値 (A)	(Ⅱ) 国との比較用 に再計算した額		
職員	技能労務職	41.0	324,048	404,305	360,390	6,442.9
	うち清掃職員	39.3	326,183	437,031	365,968	6,848.7
	うち学校給食職員	44.8	358,590	393,475	389,287	6,527.2
	うち用務員 (学校・保育所)	42.5	316,784	369,430	351,446	5,931.2
区分	平均年齢 (歳)	平均給与 月額 (C) (千円)	年収ベース (D) (千円) (※6)	<参考> 職員と民間との比較		
				平均給与月額 (A)/(C)	年収 (B)/(D)	
民間	廃棄物処理業従業員	44.2	299.9	4,156.1	1.46	1.65
	調理士	39.1	269.9	3,644.1	1.46	1.79
	用務員	54.5	214.0	3,027.0	1.73	1.96

【注】民間データは、常用労働者（雇用期間1か月超・パートタイムを含む）が5人以上の事業所を対象とした賃金構造基本統計調査の18～20年度の平均の数値であり、職員と民間の比較は、年齢、業務内容、雇用形態などの点において、完全に一致しているものではありません。

(※3) 平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均。

(※4) 毎月支払われる給料と諸手当の額を合計したものの。

(Ⅰ) 扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など、毎月支払われるすべての諸手当を含めた額。

(Ⅱ) 国家公務員の平均給与月額は時間外勤務手当、特殊勤務手当等を含めずに公表されているため、比較用に再計算した額。

(※5) 国の一般行政職の額は、平成22年人事院勧告の数値を使用。

(※6) 平均給与月額(Ⅰ)を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当(年間賞与)の各職種ごとの平均支給額を加えた試算値。

③ 職員の初任給（平成22年4月1日現在）（単位：百円）

区分		本市	京都府（行政職）	国（行政職）
一般行政職	大学卒	1,788	1,788	1,722
	高校卒	1,498	1,445	1,401

④ 職員の平均給料月額（経験年数・学歴別）（平成22年4月1日現在）（単位：百円）

区分	学歴	経験年数		
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	2,904	3,488	4,226
	高校卒	2,285	2,865	3,644

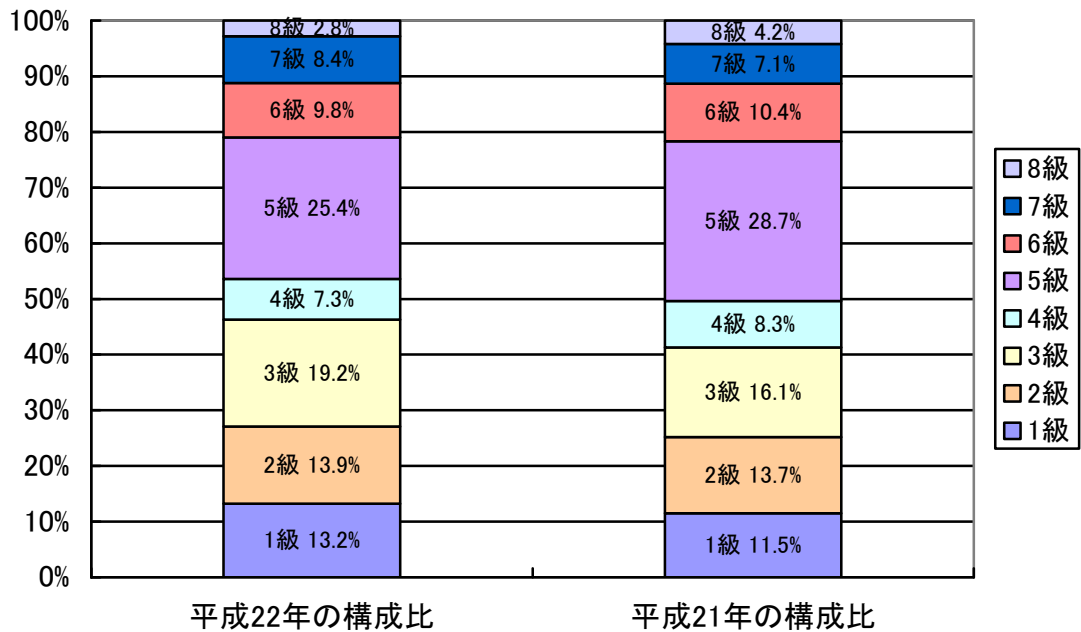
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別の職員数と構成比（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容 (※7)	職員数 (※8)	構成比
1級	主事、技師	90人	13.2%
2級	主事、技師	95人	13.9%
3級	主任	131人	19.2%
4級	主査	50人	7.3%
5級	課長補佐・係長	173人	25.4%
6級	主幹	67人	9.8%
7級	次長、参事、課長	57人	8.4%
8級	部長	19人	2.8%

(※7) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のこと。

(※8) 本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。再任用職員を除く。



(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成22年4月1日現在）

区分	21年度支給割合 ()内は、再任用職員		職制上の段階、職務の級等による加算措置		21年度の1人当たり 平均支給額
	期末手当	勤勉手当	役職加算	管理職加算	期末・勤勉手当の合計
本市	2.75 (1.5) 月	1.4 (0.7) 月	5~15%	3~17%	1,634 千円
京都府	2.75 (1.5) 月	1.4 (0.7) 月	5~20%	10~20%	
国	2.75 (1.5) 月	1.4 (0.7) 月	5~20%	10~25%	

② 退職手当（平成22年4月1日現在）

区分	本市		国	
	自己都合	特退・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	47.50 月分	59.28 月分
最高限度	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算) 退職手当の調整額(退職前60月の在職 期間の在級区分により調整額を加算)		定年前早期退職特例措置(2~20%加算) 退職手当の調整額(退職前60月の在職 期間の在級区分により調整額を加算)	
1人あたりの平均 支給額(※9)	3,131 千円	26,019 千円		

(※9) 1人あたりの平均支給額は、21年度に退職した職員(全職種)に支給された平均額。公務外傷病、死亡退職、割愛退職、帰任を除きます。

③ 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績(21年度決算見込み)	413,243 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額	286,974 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
市全域	6% (国と同じ)	1,454 人

④ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算見込み)	379,249 千円
職員1人当たりの平均支給年額	263,367 円
支給実績(20年度決算)	399,900 千円
職員1人当たりの平均支給年額	278,481 円

⑤ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（21年度決算見込み）	104,964千円
支給職員1人当たりの平均	160,006円
職員全体に占める手当支給	45.6%
手当の種類（手当数）	15種

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
地方税等の共同徴収事務従事手当	京都地方税機構に派遣され地方税又は国民健康保険料の徴収業務に従事する職員	地方税又は国民健康保険料の徴収業務	月額1,200円
感染症等の防疫作業従事手当	結核及び感染症防疫作業に従事した職員	結核及び感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合における患者の救護、危険物件の処理作業等	1回500円
行旅病人等の救護等従事手当	行旅病人等の収容及び護送に従事した職員	行旅病人等の収容及び護送	死亡者1回1,000円 その他1回500円
ごみ収集作業手当	ごみ収集作業に従事した職員	ごみ収集作業	1日1,500円
社会福祉主事手当	健康福祉部でケースワーカーに従事する職員	生活保護の相談業務等	月額3,000円
消防職員手当	消防職員	消防に関する業務全般	隔日勤務 月額26,000円 毎日勤務 月額13,000円
消防職員火災出動手当	消防職員	火災等発生により出場し、消火作業等に従事したとき	1回300円
消防職員救急出動手当	消防職員	救急業務により出場したとき	1回200円
消防職員の空中放水車及び梯子（はしご）車従事手当	消防職員	空中放水車及び梯子（はしご）車の操作に従事したとき	月額500円
救急救命士業務従事手当	救急救命士の資格を有する消防職員	救急救命業務に従事したとき	1日510円
消防職員機関員手当	消防職員	緊急車両の運転に従事したとき	大型車1当務300円 普通車1当務200円
消防職員高所作業手当	消防職員	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所での救助活動又は救助訓練等を実施したとき	1当務200円
屋外における直接労務手当	常時屋外において直接労務を行う職員	屋外において直接労務に従事したとき	1日400円
下水道管路清掃点検業務手当	下水道室職員	下水道管路清掃点検業務に従事したとき	1日500円
変則勤務手当	正規の勤務時間が土曜日又は日曜日の職員（消防職員を除く）	土曜日または日曜日の業務に従事したとき	1日1,000円 勤務が4時間未満の場合は500円

※特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当のこと。

⑥ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当の 名称	内容及び支給単価	国の制度との異同と その内容	支給実績	
			21年度決算 見込み	支給職員1人 あたりの 平均支給年額
扶養 手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 配偶者のない職員の扶養親族1人目 11,000 円	同じ	156,493 千円	220,413 円
住居 手当	借家・借間最高支給限度額 27,000 円 住居手当が支給されない 借家・借間の家賃額 3,000 円以下 自己所有家屋 3,600 円	<異なる> 住居手当が支給されない借 家・借間の家賃額 12,000 円以下 自己所有家屋 支給なし	105,562 千円	105,246 円
通勤 手当	通勤距離が2キロ以上の職員に支給 交通機関利用者は6か月定期代で支給 交通用具利用者は距離に応じて支給 月額支給限度額 55,000 円	<異なる> 交通用具利用者の通勤距離 に応じての支給額が異なる。 (交通用具利用者の用具の 区分は分かれていない。)	104,120 千円	88,014 円
管理職 手当	管理職の職務・職責に応じ、役職別に定額で支 給 45,700 円～94,000 円	<支給額が異なる> 31,700 円～139,300 円	142,038 千円	663,729 円
休日 勤務 手当	祝日法による休日及び年末年始等において勤 務した場合 時間単価×135/100	同じ	101,038 千円	196,572 円
夜間 勤務 手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌 日午前5時までの間）に勤務することを命ぜら れ、現に勤務した場合、その間に勤務した全時 間に対して支給 時間単価×25/100	同じ	15,593 千円	103,265 円

(5) 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当 支給割合は3.1月分です。 (給料月額等×1.3(注1)×支給割合で算出します。)
給料等	市 長	1,065,000円	4,291,950円
	副市長	885,000円	3,566,550円
	水道事業管理者 教育長	775,000円	3,123,250円
退職手当	市 長	19,170,000円	(年支給率) 450/100 (支給時期) 任期ごと
	副市長	12,036,000円	(年支給率) 340/100 (支給時期) 任期ごと
	水道事業管理者 教育長	8,835,000円	(年支給率) 285/100 (支給時期) 任期ごと
	給料月額×在職年数(任期4年)×年支給率で算出した額です。市議会議員には退職手当は支給されません。		
議員報酬等	議 長	635,000円	2,559,050円
	副議長	585,000円	2,357,550円
	議 員	535,000円	2,156,050円

※市長・副市長・水道事業管理者・教育長(以下、市長等)には、このほか、通勤手当(一般職と同じ)が支給されます。市長等及び市議会議員の給料月額等は、市長が特別職報酬等審議会に諮問し、同審議会の答申を基に議会の議決を経て改定されます。

(注1) 期末手当の基礎額に加算額を算入することについては、国の内閣総理大臣などの特別職及び国会議員その他の地方公共団体において規定されており、本市においてはその率は30%としています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般的な勤務時間の状況（平成22年4月1日現在）

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
始業時刻	午前8時30分
終業時刻	午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時
週休日	勤務時間を割り振らない日 (日曜日及び土曜日)
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 1月2日、3日及び12月29日～31日

※ 特別の勤務に従事する職員については別途定めています。

(2) 年次休暇取得状況（平成21年中）

総付与日数 (日)	総取得日数 (日)	全対象職員数 (人)	平均取得日数 (日)	消化率 (%)
23,806	8,094	621	13.0	34

(注) 1 年次休暇は、1暦年につき20日（新規採用職員については、採用月別の基準による日数）付与され、取得しなかった日数は翌年に繰り越すことができます。

2 全対象職員とは、1月1日から12月31日までの全期間在職した一般職員（非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員で、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで勤務する職員）であり、当該期間内の途中採用者及び退職者並びに育児休業取得者等を除いています。

(3) 特別休暇の状況（平成22年6月30日現在）

種 類	日 数 等
服喪休暇	続柄により1～10日以内
結婚休暇	8日以内
生理休暇	執務困難のとき、毎潮3日以内
産前休暇	出産予定日を含む8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内
産後休暇	出産日の翌日から8週間以内
妊娠障害休暇	必要と認められる期間（最大で3週間）
妊婦の通院休暇	定期的に通院する必要があるとき、4週間につき1日 妊娠満24週以上の場合は、医師が必要と認めた場合
妊婦の時間短縮休暇	出勤及び退庁のとき、それぞれ30分 通勤時間等の関係からやむを得ないと認められる者は1日1回60分以内
男性職員の育児参加 及び配偶者出産休暇	配偶者が出産する場合で、当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育等を行うとき、出産予定日を含む8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産の日の翌日から8週間までの期間において8日以内
育児休暇	生後満1年に達しない子を育てるとき、1日2回それぞれ45分 通勤時間等の関係からやむを得ないと認められる者は1日1回90分以内
ファミリーサポート休暇	①子を看護する場合 ②子が受ける予防接種、健康診断又は健康診査への付添いの場合 ③保育所、幼稚園、小・中学校の授業参観等の行事に出席する場合 子が未就学児の場合8日以内、小学生の場合7日以内、中学生の場合5日以内
短期介護休暇	配偶者等の家族の介護その他の世話をする必要が生じた場合、要介護者1人・要介護状態1回・1休暇年度につき10日以内
父母の祭忌の休暇	慣習上最小限度必要と認められる期間
夏季休暇	7日以内
ドナー休暇	骨髄バンクへの登録又は骨髄提供の場合、必要と認められる期間
ボランティア休暇	自発的かつ報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合、1休暇年度につき5日以内
傷病休暇	公務上又は通勤による負傷若しくは疾病の場合、必要と認められる期間 公務外の結核性疾患の場合、1年以内 公務外の負傷又は結核性疾患以外の疾病の場合、6月以内
その他の休暇	①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断等により勤務が不可能となった場合 ②風水震災その他非常災害によりり災し、または交通しや断等不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合 ③証人・鑑定人・参考人等として官公署へ出頭する場合 ④選挙権その他公民としての権利を行使する場合

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況（平成21年中）

①育児休業

部 局 名 等		取得者数	前年より 引き続き 取得して いる者	承 認 期 間					
				3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超
市長部局等	男性職員	2		1			1		
	女性職員	33	17		1	3	9	14	6
	計	35	17	1	1	3	10	14	6
水 道	男性職員	0							
	女性職員	1	1					1	
	計	1	1	0	0	0	0	1	0
教 育	男性職員	0							
	女性職員	6	2					4	2
	計	6	2	0	0	0	0	4	2
消 防	男性職員	0							
	女性職員	0							
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	2	0	1	0	0	1	0	0
	女性職員	40	20	0	1	3	9	19	8
	計	42	20	1	1	3	10	19	8

(注) 当該年中に2度取得した者を2とカウントしています。

②部分休業

部 局 名 等		取得者数	前年より 引き続き 取得して いる者	承 認 期 間					
				3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超
市長部局等	男性職員	1	1					1	
	女性職員	3	2		1	1		1	
	計	4	3	0	1	1	0	2	0
水 道	男性職員	0							
	女性職員	0							
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0							
	女性職員	0							
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	0							
	女性職員	0							
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	1	1	0	0	0	0	1	0
	女性職員	3	2	0	1	1	0	1	0
	計	4	3	0	1	1	0	2	0

(5) 看護休暇の取得状況（平成21年中）

①承認期間別

部 局 名 等		取得者数	承 認 期 間					
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
市長部局等	男性職員	2		1	1			
	女性職員	2	2					
	計	4	2	1	1	0	0	0
水 道	男性職員	0						
	女性職員	0						
	計	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0						
	女性職員	0						
	計	0	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	0						
	女性職員	0						
	計	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	2	0	1	1	0	0	0
	女性職員	2	2	0	0	0	0	0
	計	4	2	1	1	0	0	0

②要介護者（職員との続柄）別

部 局 名 等		取得者数	要介護者の続柄							
			配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
市長部局等	男性職員	2		1		1				
	女性職員	2		2						
	計	4	0	3	0	1	0	0	0	0
水 道	男性職員	0								
	女性職員	0								
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0								
	女性職員	0								
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	0								
	女性職員	0								
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	2	0	1	0	1	0	0	0	0
	女性職員	2	0	2	0	0	0	0	0	0
	計	4	0	3	0	1	0	0	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分の種類及び件数（平成21年度中）

①分限処分

部局名	種 類	処 分 事 由 及 び 件 数					
		計	勤務実績が 良くない場 合	心身の故障 の場合	職に必要な 適格性を欠 く場合	定数の改廃 等により廃 職又は過員 を生じた場 合	刑事事件に 関し起訴さ れた場合
市長部局等	降 任	0					
	免 職	0					
	休 職	9		9			
	降 給	0					
水 道	降 任	0					
	免 職	0					
	休 職	0					
	降 給	0					
教 育	降 任	0					
	免 職	0					
	休 職	11		11			
	降 給	0					
消 防	降 任	0					
	免 職	0					
	休 職	2		2			
	降 給	0					
合 計	降 任	0	0	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0	0	0
	休 職	22	0	22	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0

②懲戒処分

部局名	種 類	処 分 事 由 及 び 件 数			
		計	法令に違反 した場合	職務上の義 務に違反し 又は職務を 怠った場合	全体の奉仕 者たるにふ さわしくな い非行の あった場合
市長部局等	戒 告	0			
	減 給	0			
	停 職	0			
	免 職	0			
水 道	戒 告	1		1	
	減 給	0			
	停 職	0			
	免 職	0			
教 育	戒 告	0			
	減 給	0			
	停 職	0			
	免 職	0			
消 防	戒 告	0			
	減 給	0			
	停 職	0			
	免 職	0			
合 計	戒 告	1	0	1	0
	減 給	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0

6 職員の服務の状況

(1) 職務に専念する義務の免除の状況（平成22年4月1日現在）

内 容 等
研修を受ける場合
厚生に関する計画の実施に参加する場合
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第49条の2の規定による不利益処分 of 審査を請求し、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第55条第11項の規定による不満の表明または意見の申出をする場合
深夜または徹夜の時間外勤務者に対する休養時間
任命権者の承認を得て本務以外の職を兼務する者が、その職に属する事務を行なう場合
他の機関または団体から委嘱をうけ、講演、講義等を行なう場合で任命権者が必要と認めるもの
市の慶弔に属する事務に、任命権者の命により従事する場合
その他市長が特に認めた場合

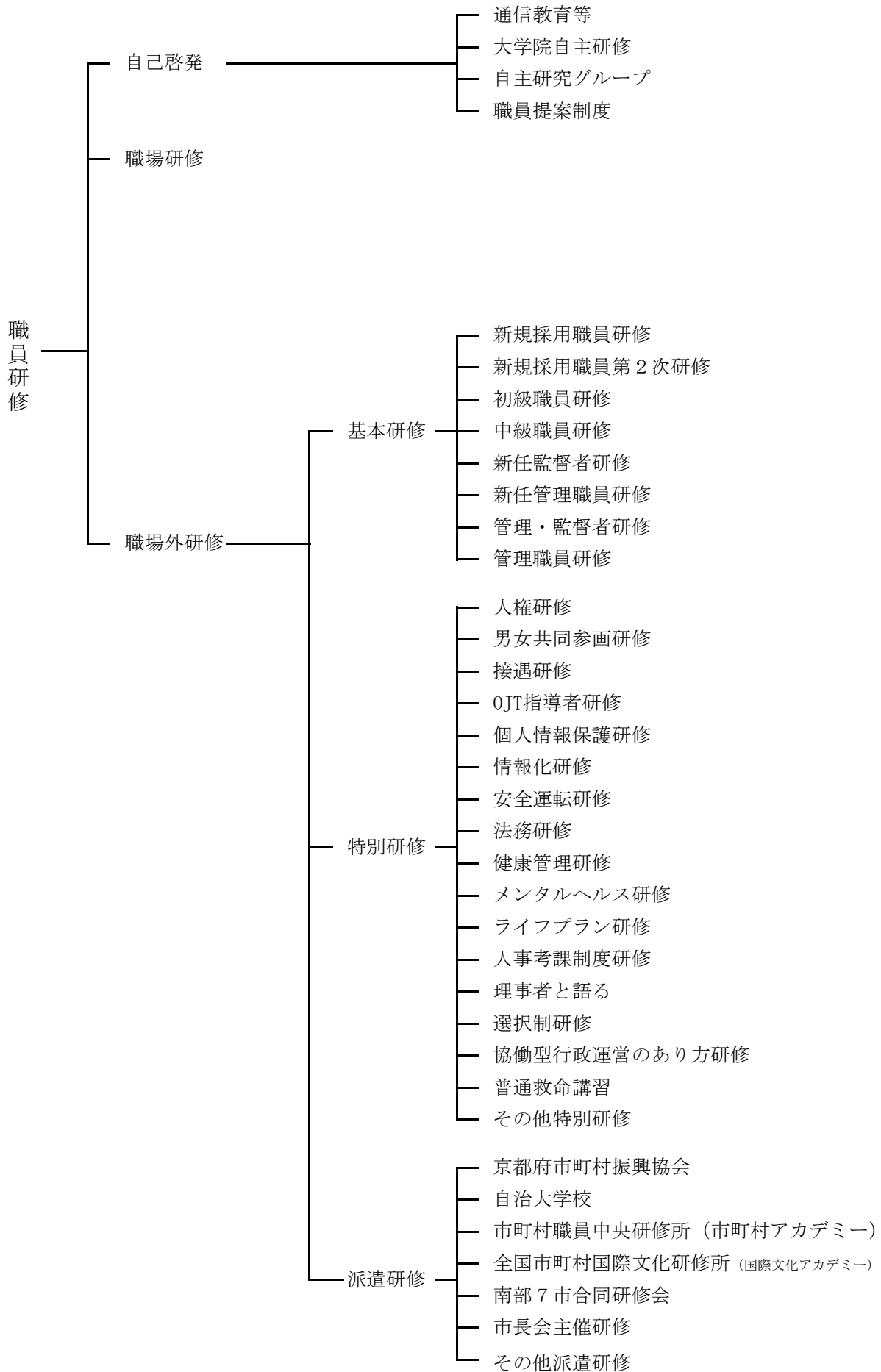
(注) 任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、必要と認められる期間について職務に専念する義務を免除されることができます。

(2) 営利企業従事許可の件数及び内容（平成21年度中）

部 局 名	許可件数	内 容
市長部局	36	大学院嘱託講師、エフエム宇治取締役（無報酬）、経済センサス基礎調査調査員、市民スポーツまつり従事、GIS講師研修会講師、市民駅伝競技役員、スポーツクラブ指導員、工業統計調査調査員
水道	0	
教育	11	スポーツ少年団の指導、社会人講師、部活動指導、経済センサス基礎調査調査員、原稿の執筆、大学非常勤講師
消防	0	
合計	47 件	

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の体系



(2) 職員研修の実施状況 (平成21年度中)

①基本研修

研 修 名	日数(日)	時間数(H)	受講者数(人)
新規採用職員研修 (21年4月)	8	59.5	89
新規採用職員研修 (21年6月)	4	15.0	4
新規採用職員研修 (21年7月)	3	15.0	4
新規採用職員第二次研修	2	14.5	85
初級職員研修 第1回・第2回	4	28.0	63
中級職員研修	2	14.0	27
新任監督者研修 第1回・第2回	2	14.0	46
監督者研修 第1回・第2回	2	14.0	36
新任管理職研修	2	10.0	32
管理職員研修 第1回・第2回 各3.5時間	2	7.0	96
管理職員研修 第3回・第4回 各3時間	2	6.0	66
計	33	197.0	548

②特別研修

研 修 名	日数(日)	時間数(H)	受講者数(人)
人権研修 第1回	1	2.5	10
人権研修 第2回～第10回	9	18.0	1,206
人権研修 第11回	1	1.0	34
人権研修 第12回～第13回	2	2.0	36
男女共同参画研修 第1回	1	1.0	6
男女共同参画研修 第2回	2	2.0	36
個人情報保護研修 第1回	1	1.5	82
個人情報保護研修 第2回～第3回	2	2.0	8
OA研修 第1回	1	5.0	60
OA研修 第2回	1	2.0	22
安全運転研修 第1回・第2回 各3時間	2	6.0	81
安全運転研修 第3回	1	5.0	16
安全運転研修 第4回	1	1.5	29
法務研修 第1回	2	14.0	37
法務研修 第2回	2	14.0	34
理事者と語	1	3.0	5
選択研修 (タイムマネジメント)	1	7.0	29
選択研修 (マニュアル作成)	1	7.0	36
普通救命講習会 (AED操作含む) 4回×3時間	4	12.0	113
新任管理監督者メンタルヘルス研修	1	4.0	49
職場のメンタルヘルス研修	2	2.0	114
メンタルヘルス研修 (精神保健における相談と対応)	1	2.0	20
職場のメンタルヘルス研修 (保育所)	1	2.0	29
メンタルヘルス研修 (職場復帰の方法と対応)	2	4.0	16
職場のメンタルヘルス研修 (市町村共済主催)	2	2.0	6
糖尿病予防教室	2	6.0	24
ヘルスアップ教室 2回×3時間	2	6.0	27
肩こり・腰痛予防講座 (VDT作業従事者)	1	2.0	40
心の健康教室 2回×2時間	2	4.0	114
特殊検診B1フォロー教室	4	8.0	68
検診結果説明会	1	2.0	14
健康講座 2回×2時間	1	2.0	42
ライフプラン研修(市町村共済)	2	12.0	13
ライフプラン研修(市町村共済・1泊2日)	8	38.0	15
ライフプラン研修(市町村共済・1泊2日)福知山開催	2	9.0	5
ミドルライフプラン研修	1	5.0	5
ヘルスアップ教室 (メタボ対策・市町村共済) 3回	3	15.0	18
計	77	251.5	2,499

③職場研修

研 修 名	日数(日)	時間数(H)	受講者数(人)
保育所職員研修 2回×2時間	2	4.0	148
技術職員研修 第1回	2	6.0	158
技術職員研修 第2回	2	6.0	109
技術職員研修 第3回	1	3.0	19
技術職員研修 第4回	1	3.0	14
技術職員研修 第5回	1	2.0	14
技術職員研修 第6回	1	2.0	12
消防職員研修 11回×2時間	11	22.0	151
消防職員研修 2回×1時間	2	2.0	100
消防職員研修 8回×2時間	8	16.0	65
教育部職員研修	1	6.0	73
計	32	72.0	863

④自己啓発

研 修 名	日数(日)	時間数(H)	受講者数(人)
通信教育講座	—	—	3
大学院自主研修	—	—	0
計	—	—	3

⑤派遣研修

研 修 名	日数(日)	時間数(H)	受講者数(人)
市町村振興協会	172	—	85
自治大学校	44	—	1
市町村職員中央研修所	16	—	2
南部7市合同研修	8	—	16
全国市町村国際文化研修所	30	—	4
各課実務研修等	243	—	79
計	513	—	187

【 合 計 】

研 修 名	日数(日)	時間数(H)	受講者数(人)
①基本研修	33	197.0	548
②特別研修	77	251.5	2,499
③職場研修	32	72.0	863
④自己啓発	—	—	3
⑤派遣研修	513	—	187
計	655	520.5	4,100

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況（平成21年度）

市職員共済組合に補助金を交付し、市職員共済組合により福利厚生事業が実施されています。

区 分	元気回復・保健事業 (市の負担)	給付事業 (職員の掛金)
決算見込額	86,691,618円	72,005,231円
内 容	◎人間ドック助成 ◎一般宿泊助成 ◎指定保養所利用助成 ◎文化芸術補助 など	◎結婚祝金 ◎出産祝金 ◎傷病見舞金 ◎弔慰金 など

(2) 公務災害及び通勤災害の状況

①認定件数（平成21年度中）

部 局 名	認 定 件 数		
	計	公務災害	通勤災害
市長部局等	12	12	0
水道	0	0	0
教育	4	4	0
消防	2	1	1
合計	18	17	1

②地方公務員災害補償基金負担金（平成21年度確定負担金）

職 員 区 分	人数	確定負担金
義務教育学校職員以外の教育職員	193	1,279,798
消防職員	202	2,443,673
電気・ガス・水道事業職員	117	1,057,272
清掃事業職員	99	2,159,646
その他職員	842	5,619,759
合 計	1,453	12,560,148

(3) 措置要求及び不服申立ての状況（平成21年度中）

職員の権利は、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての制度により保護されています。これらの制度の状況は、「宇治市公平委員会の業務の状況」のとおりです。

◎ 宇治市公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成21年度中）
該当なし
- 2 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成21年度中）

区分		新規	前年度からの繰越し	計
不服申立て		1		1
判定	申立て却下	1		1
	処分承認			
	処分修正			
	処分取消し			
不服申立て取下げ				
翌年度への繰越し				